

鳥取縣公報

第十号 同子安の式

昭和二十五年四月五日 火曜日

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

昭和二十五年四月五日 火曜日
本報(個) 事業根據信託關係
事業根據信託關係
對左條を以て。
此特別の簿籍が由り地籍化の特殊調査區を設定しよ
るに付ては其特別の簿籍を申請し其簿籍を詳記地
籍簿籍を添付し提出せらるべきものとす。
第三條 規則第十四條第二項又は第二十五條の規定に
よる所屬の決定につき關係市町村長の協議が調わない
限該地籍簿籍を記載し詳細なる地籍簿籍を
鳥取縣庁附設の簿籍課に提出し其地籍簿籍を添付し
提出せらるべきものとす。
第四條 市町村長は調査區の實況を調査し事業所統計調
査票を添付し提出せらるべきものとす。
第五條 簿籍課は提出せられたる調査票を調査し其地籍簿籍を
記載し其地籍簿籍を添付し提出せらるべきものとす。
第六條 簿籍課は提出せられたる調査票を調査し其地籍簿籍を
記載し其地籍簿籍を添付し提出せらるべきものとす。
第七條 簿籍課は提出せられたる調査票を調査し其地籍簿籍を
記載し其地籍簿籍を添付し提出せらるべきものとす。
第八條 簿籍課は提出せられたる調査票を調査し其地籍簿籍を
記載し其地籍簿籍を添付し提出せらるべきものとす。
第九條 簿籍課は提出せられたる調査票を調査し其地籍簿籍を
記載し其地籍簿籍を添付し提出せらるべきものとす。
第十條 簿籍課は提出せられたる調査票を調査し其地籍簿籍を
記載し其地籍簿籍を添付し提出せらるべきものとす。

鳥取縣公報 第十六卷第十六号

昭和二十五年四月五日 火曜日

第五條 規程第十五條第二項の條は、得第十條の告示を爲したるときは直ちに其の年月日を知事へ報告しなければならない。

第六條 心得第十三條により調査員の擔當調査區を變更したるとき、又は心得第十四條の規定による指名を行つた時は直ちに知事に報告し、其の理由を記載し、附明

第七條 市長又は地方事務局長は事業所統計調査の事務の執行を指導する爲め、事業所統計調査指導員を設置する必要があるときは、其の職務、交通業等の職員中より適當と認められる者を選定し、附計様式第三號により

第八條 心得第十一條の規定による報告には、當該事業体の名稱、取組延長の理由を記載し、知事に速報しなければならない。

第九條 心得第十六條及び第十七條の規定により調査員を招集するときは、期日前五日迄に知事に報告し、附計様式第四號を提出し、其の理由を記載し、知事に速報しなければならない。

第十條 心得第十八條の規定による調査員を定めたと

知事宛 何市(何那何町村)長 氏 名 圖

第十條 心得第十八條の規定による調査員を定めたと

知事宛 何市(何那何町村)長 氏 名 圖

知事宛 何市(何那何町村)長 氏 名 圖

調査區番號	區域	世帯概數	事業体概數	備考

注意(一) 調査區の設定については心得第十二條に定める標準によること。

(二) 調査區番號順に記載すること。

(三) 特殊調査區は末尾に記載し調査區番號は「特一號」のように「一般調査區とは別個の番號とする

様式第二號 事業所統計調査員内申について

左記の者本市(町村)事業所統計調査員として適當と認めますから内申します

知事宛 何市(何那何町村)長 氏 名 圖

調査區番號	調査區番號	所職業	氏名	生年	履歴	備考

注意(一) 履歴の概要は「現統計調査員」「元國勢調査員」「何學校卒業」等と記載すること。

(二) 候補員は末尾に記載し備考欄に其の旨附記すること。

様式第三號 事業所統計調査指導員内申について

左記の者本市(郡)事業所統計調査指導員として適當と認めますから内申します

知事宛 何市(何那何町村)長 氏 名 圖

官職氏名 生年月日 住所 所履歴の概要 備考

様式第四號

事業所統計調査準備調査の結果について
標記について事業所統計調査事務取扱手續第十一條によ
り左記の通り報告します。

知事宛

何市(何郡何町村)長氏 名 町

調査區番號 (九月二十五日現在) 備考

計			

告 示

鳥取縣告示第三百三號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年七月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 大阪市生野區北生野町二丁目一
現住所及 開業地 氣高郡神戸村大字下砂見四〇
昭和二十二年七月十日 吉 森 考

本籍地 東伯郡由良町大字由良宿一三四
現住所及 開業地 同
昭和二十二年七月十日 本 正 枝

本籍地 氣高郡日置村大字津牛三二〇
現住所及 開業地 西伯郡和田村三、四六一安次二郎方
昭和二十二年七月十日 山 千 鳥

本籍地 西伯郡崎津村大字霞津一、一七七
現住所及 開業地 同 富益村一、二七三井口定方
昭和二十二年七月十日 阿 川 律 子

本籍地 同 富益村一、二七三井口定方
開業地 同
昭和二十二年七月十日 阿 川 律 子

本籍地 同 富益村一、二七三井口定方
開業地 同
昭和二十二年七月十日 阿 川 律 子

昭和二十二年七月十五日
鳥取縣告示第三百四號

鳥取縣公報

(第三種郵便物認可)

昭和二十二年七月十五日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

物價統制令第四條の規定により鳥取縣における石油販賣
業者が石油を販賣する場合の加算額を次のように定め、

昭和二十一年六月鳥取縣告示第二百五十七號(石油販賣
業者が石油を持届販賣する場合の持届質及び持届荷渡設
備に對して販賣場の加算額指定の件)はこれを廢
止する。

昭和二十二年四月五日物價統制令第五屆及持届(持届)
の準則關する石油の統制額に加算することができたる額
一、在油販賣業者が持届販賣の場合の持届の持届
即ち石油販賣業者が持届販賣する場合の持届の場合

種 別 單位 持届加算額の統制額

ドラム 罐	一八〇立乃至	一本	三〇圓〇〇
馬油 罐	二〇〇立入	一本	三〇圓〇〇
馬油 罐	即味二十二号八員三個一日		三、〇〇〇
半圓 罐	即味二十二号八員三個一日		二、〇〇〇

撤 一八立 二、〇〇

二、特殊荷渡設備において賣渡の場合
(石油販賣業者所在地港内船舶に配給する場合)

撤 (イ)海上船舶に對し陸上給油施設より配給する場合
種 別 單位 持届加算額の統制額
一八立 一圓〇〇

撤 (ロ)海上船舶に對し配給船から配給する場合
種 別 單位 持届加算額の統制額
一八立 二圓〇〇

(ウ)容器詰のものは一を適用するものとする
三、單位未滿の量を持届けるときは前各項によつて比率
二〇六分算出した額とする。

鳥取縣告示第三百四號
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年九月三日 三〇〇〇
馬鈴薯 昭和二十二年八月三十一日 三〇〇〇
立入 一本 三〇圓〇〇

彙報

報

鳥取縣公報 第三三號 鳥取縣公報

昭和二十二年六月六日以前本件に關係せる官報登載連合
國最高司令官發日本政府宛覺書は左記の通りである。
昭和三十二年六月六日以前本件に關係せる官報登載連合

宣傳用出版物の沒收に關する件
昭和二十二年六月二十一日付官報參照
昭和二十二年七月三日付官報參照
昭和二十二年七月五日付官報參照
昭和二十二年七月五日付官報參照
昭和二十二年七月五日付官報參照

正誤する。鳥取縣公報 第三三號 鳥取縣公報
昭和二十二年九月十五日
西伯部の欄に「富益
射野村」の誤りあり。西伯部の欄に「富益
射野村」の誤りあり。昭和二十二年九月
次のように正誤する。
二、西伯部の欄に「富益射野村」の誤りあり。昭和二十二年九月
三、單對未滿の量に對する。昭和二十二年九月
（谷野部のもの）の誤りあり。昭和二十二年九月
一八五 二〇〇
（西伯部の欄に「富益射野村」の誤りあり。昭和二十二年九月）
一八五 二〇〇
（西伯部の欄に「富益射野村」の誤りあり。昭和二十二年九月）
一八五 二〇〇

昭和二十二年七月十五日印刷
昭和二十二年七月十五日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日
第三三號 鳥取縣公報

發行所 鳥取縣公報 第三三號 鳥取縣公報
鳥取縣公報 第三三號 鳥取縣公報